

海外旅行保険の概要 (裏表紙の「用語のご説明」も一緒にご覧ください。)

●保険期間(保険のご契約期間)が旅行期間と異なる場合、下記「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

傷害死亡	
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡したとき
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 注 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額=傷害死亡保険金額-すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じたケガ ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○脳疾患、疾病、心神喪失 ○妊娠、出産、早産、流産 ○自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○旅行行程開始前または終了後に発生したケガ

傷害後遺障害	
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じたとき
お支払いする保険金	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 3%~100% をお支払いします。 注 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
保険金をお支払いできない主な場合	① 次のような原因により生じたケガ ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○脳疾患、疾病、心神喪失 ○妊娠、出産、早産、流産 ○自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○旅行行程開始前または終了後に発生したケガ ② むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など

治療・救援費用 (カイトブラクティック等にかかわる費用補償対象外特約セット)(救援者費用等追加補償特約セット) (妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット(保険期間31日までの契約にセットされます。))

保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害治療費用部分 旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき ●疾病治療費用部分 ①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※1)により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき ②旅行行程中に感染した感染症(※2)により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき ●救援費用部分 ①○旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ○旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき ○旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り)が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき ②旅行行程中の偶然な事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り)を、ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」でお支払いできる場合には、お支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となります。が原因で船が航行不能もしくは遭難したとき、旅行行程中の偶然な事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となるとき ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が航行不能もしくは遭難したとき、旅行行程中の偶然な事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となるとき ④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき
	<p>(※1) その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」でお支払いできる場合には、お支払いの対象となります。 (※2) 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア-コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。</p>

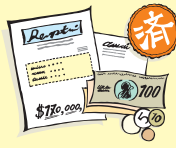
お支払いする保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ①診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。)、緊急移送費、ホテル客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料)、入院・通院のための交通費および通訳人費用で治療のために支出した金額。 ②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。 ③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。) ④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用
	<p>注1 カイトブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者(治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。)による治療を受けたときに現実に支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。 注2 日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救援費用部分 保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。(「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限) ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃などの往復運賃(救援者3名分まで) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円まで) (ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。) ⑥諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で20万円まで)

保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 次のような原因により生じた費用 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。) ○自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救援費用を除きます。) ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ② むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ③ 妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除きます。)により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。) ④ 歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。) ⑤ カイトブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など
------------------	---

疾病に関する応急治療・救援費用 (保険期間31日までの契約にセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化(※)により医師の治療を受けたとき ●救援費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化(※)により3日以上続けて入院したとき <p>※ 症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることにについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p>
--------------	---

P8の続き

<p>お支払いする保険金</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病治療費用部分 実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 ●救済費用部分 保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 ●救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者3名分まで) ●救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) <p>注1 治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の疾病につき支払限度額が300万円となります。</p> <p>注2 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要なとなった費用に限ります。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p> <p>注3 旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ○インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 ○次費用はお支払いの対象となりません。 ○温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ○臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ○毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ○不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行行程終了後に治療を開始した場合 ○治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ○旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。) …など

緊急歯科治療費用 (保険期間31日までの契約にセットされます。)

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>旅行行程中に生じた歯科疾病症状(※)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合</p> <p>※ 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。</p> <p>注 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものを行います。</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>被保険者が現実に出した次の費用を、10万円を限度としてお支払いします。ただし、旅行行程中に要した費用に限ります。</p> <p>①診療費、処置費および手術費 ②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p> <p>③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p> <p>注 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為</p> <p>…など</p>

疾病死亡

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>①旅行行程中に病気により死亡したとき</p> <p>②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り、)</p> <p>③旅行行程中に感染した感染症(治療・救済費用●疾病治療費用部分②に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき</p> <p>※ その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>①次のような原因により生じた病気</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 <p>②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気</p> <p>③歯科疾病</p> <p>…など</p>

個人賠償責任

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの(※)を壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき</p> <p>※ 保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。</p> <p>注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p> <p>注2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>注3 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>①次のような原因により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者または被保険者の故意 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 <p>②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ○同居の親族に対する損害賠償責任 ○自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器(※3)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ○受託物に対する損害賠償責任(他人から借りたものを含みます。) ○汚染物質に起因する損害賠償責任 ○心神喪失に起因する損害賠償責任 ○罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 …など <p>(※1)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カード、レジャー目的で使用中のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。</p> <p>(※2)ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。</p> <p>(※3)空気銃はお支払いの対象となります。</p>

携行品

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>旅行行程中に携行品(※)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき</p> <p>※ 携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ、ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具など、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)のもの、別送品などは含みません。</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円を限度として損害額(※)をお支払いします。</p> <p>※ 損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。</p> <p>注1 乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計5万円を限度とします。</p> <p>注2 お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p>注3 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄の在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料をいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。</p> <p>注4 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>次のような原因により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携行品の置き忘れ、紛失 ○保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ○自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査などの錠の破壊を除きます。) ○携行品の欠陥または自然の消耗 …など <p>注 賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から賠償請求された場合は、上記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。</p>

航空機寄託手荷物遅延

保険金をお支払いする場合	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機が目的地に到着後 6時間以内 に、その目的地に運搬されなかったとき
お支払いする保険金	航空機到着後 96時間以内 に被保険者が負担した必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、 10万円をお支払いの限度 とします。 ①衣類購入費 ②生活必需品購入費 ③身の回り品購入費 注1 寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時に降上に上記①～③を購入した費用は除きます。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた費用 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 …など

航空機遅延費用

保険金をお支払いする場合	《 出発遅延費用等 》搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき ● 6時間以上 の出発遅延 ●欠航・運休 ●航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 《 着陸地変更 》搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から 6時間以内 に代替となる他の航空機を利用できないとき 《 乗継遅延費用 》航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から 6時間以内 に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき
お支払いする保険金	出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の搭乗不能(または到着機の遅延)につき、 2万円をお支払いの限度 とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた費用 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 …など

家族総合賠償責任および被害者治療費用

保険金をお支払いする場合	海外滞在中に ①宿泊中のホテルに損害を与えたり、火災・爆発によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を問われたとき ②住宅内に一時的に預かったもの(パーティ招待客のコートなどを損壊(盗難を除きます。))し、賠償責任を問われたとき ③自動車事故による損害賠償金が、現地自動車保険の支払額を超過するとき ④その他、日常生活に起因する偶然な事故、または渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の(もの)財物をこわしたりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったとき。(財物の損害に関しては、1.ホテルなどの宿泊施設への損害2.貸貨業者から直接借り入れた旅行用品・生活用品への損害3.火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより住宅に与えた損害4.住宅内で一時的に管理する他人への財物への損害に限ります。) (注) この特約はご契約のご家族全員が対象となります。									
お支払いする保険金	賠償責任はなくとも、住宅内で来客などがケガをしたときにその治療費用を負担したとき(被害者治療費用) 1回の事故につき、補償限度額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内で一時的に預かったものに与えた損壊については 10万円を限度 とします。また訴訟費用などは、自動車事故を除き、別枠でお支払いします。 注1 自動車事故については、右表の事故発生地別免責金額(自己負担額)または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうちいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。 注2 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。									
賠償責任を負ったとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北米、ハワイ、グアム、サイパン</td> <td>ヨーロッパ、オセアニア</td> <td>アジア、中南米、アフリカ、中東、その他</td> </tr> <tr> <td>US\$250,000</td> <td>US\$100,000</td> <td>US\$30,000</td> </tr> </tbody> </table>	事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)			北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000
事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)										
北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他								
US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000								
保険金をお支払いできない主な場合	被害者1名について、補償限度額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。(被害者治療費用) ①次のような原因により生じた損害 ●保険契約者または被保険者の故意 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ●被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●船、航空機の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者が負担する罰金、違約金または懲罰的賠償金 …など 次のような原因により生じた損害 ●被保険者の職業上の行為に起因する他人の身体の障害 ●被保険者と同居する親族の身体の障害 ●船、航空機の所有、使用、管理に起因する他人の身体の障害 ●心神喪失に起因する他人の身体の障害 …など(被害者治療費用)									

生活用動産(長期用)

保険金をお支払いする場合	海外現地の宿泊、居住施設内に保管中の被保険者所有の家財、身の回り品および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品(被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたものを含みます。)が、火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとき 注1 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ、ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具など、仕事のためだけに使用するもの、別送品などは 含みません 。
お支払いする保険金	家財・身の回り品1個(1点・1組または1対)あたり 10万円 (乗車券・航空券などの場合は 5万円)を限度としてその損害が生じた地および時における保険の目的の価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。旅券については、旅券の再取得または渡航書の取得に要した交通費、ホテル客室料、手数料、電信料を損害額とします。(5万円限度)
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた損害 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ●自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 ●差押え、没収 ●欠陥、自然の消耗、さび、変色 ●修理、調整作業上のミス ●電氣的・機械的の事故 ●詐欺、横領 ●紛失、置き忘れ ●塗料のはがれなど外観のみの損傷 …など

緊急一時帰国費用(オプション)

保険金をお支払いする場合	海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に生じた次の事由により一時帰国したとき(※一時帰国とは、日本国内に帰国することをいいます。以下同様とします) ①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機もしくは船舶の遭難・行方不明 注 上記の事由が生じた日からその日を含めて 10日を経過した日までに 一時帰国し、かつ、帰国日(入国手続きを完了した日)からその日を含めて 30日以内 に再び海外の居住地へ戻ることがお支払いの要件となります。
お支払いする保険金	保険契約者または被保険者が支出した社会通念上妥当な次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ①往復の航空運賃などの交通費 ②ホテルなど客室料および諸雑費(合計して 20万円まで) ●一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテルなどの宿泊料(14日分まで) ●諸雑費(通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費など) 注1 同一の配偶者または親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象となりません。ただし、同一の配偶者または親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。 注2 保険契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	①次のような原因により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●海外渡航期間開始前に発病した疾病 ②上記「保険金をお支払いする場合」①・②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券などを利用して一時帰国した場合は、保険金をお支払いできません。 …など

家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットされる場合、被保険者に帯同する家族(配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族)が一時帰国した場合に支出した費用を追加してお支払いします。